消費生活に関する 問合せ・相談は消費 生活センターへ

本年4月1日スタート 電力小売全面自由化

▼電力小売全面自由化とは?

の電力会社だけが販売してお 電気の小売業への参入が全面 ことはできませんでした。 電気は、 平成28年4月1日以降は、 これまで家庭や商店向けの どの会社から買うか選ぶ 東京電力等の各地域

に選択できるようになります。 自由化されることにより、電 力会社や料金メニューを自由 (経済産業省資源エネルギー 庁ホームページより抜粋)

【誤解1】停電が起こる!? 正しく知って、よく検討! 電力全面自由化・5つの誤解

りません。 電気そのものの品質は変わ 今までと変わりません! 系統全体で需要

【誤解2】新たに電線が必要?? .誤解3】3月中に契約が必要? 切替の契約をしない場合は りません! 既存の送電線・配電線を経 あわてて契約する必要はあ 新しく電線が引かれること 由して電気が送られます! にはなりません。

経過措置として、少なくと も平成32年3月まで。 ユーが適用されます。 供給され、従来の料金メニ 現在の電力会社から電気が

【誤解4】クーリング・オフは できない?

* 法定書面を受け取った日か ら起算して8日以内。 リング・オフができます! 8日以内(※)であればクー 新料金の申込みをした場合 訪問販売・電話勧誘販売で

有料!? 自由化に伴って消費者が新

たな機器の購入等を求めら

【誤解5】スマートメーターは

* 更等、メーター取替えに伴 消費者側の事由によるスマ う工事に費用が掛かる場合 ートメーター設置場所の変 れることはありません。 はあります。

□契約する小売電気事業者を あわてないで! 確認しましたか? まずはしつかりチェック!

バランスは維持されます。

電気事業者一覧」で検索、 □ご家庭の使用量に照らした ヤルで確認できます。 トで「経済産業省 登録小売 者でしょうか。インターネッ たは電力自由化専用ナビダイ 契約先は、登録された事業

ましょう。 った勧誘トークには気を付け 比較になっていますか? 「料金が必ず安くなる」とい

□契約期間や途中解約、 の条件は? 割引

詳しく確認してから契約を。 ▼詳細・問合せ 事業者からよく話を聞

◎経済産業省ウェブサイト で検索 インターネットにて「エネ 電力小売全面自由化」

◎電力自由化専用ナビダイヤル (消費者庁ホームページより 祝日、 午前9時~午後6時(土日 **3**0570-028-5555 年末年始を除く)

生活センターまで! オフ等の相談は美浦村消費 契約トラブルやクーリング

ま

(当事者:中学生女性)

【ひとこと助言】

ましょう。契約を迫られても、 で高額な契約を結ぶのは避け よく確認することが大切です 読み解約等の条件についても 討しましょう。 契約書をよく は分かりません。一度に大量 その場では契約せず慎重に検 ないと自分に合っているか等 学習教材は実際に使ってみ

学習教材の契約は慎重に 大量・高額な

娘も教材に興味を示さな わせても態度がひょう変 来訪せず、電話で問い合 の説明に来ると言ったが 後はタブレットの使い方 契約し、代金を支払って 用タブレットも魅力的で 等と言われ、特典の学習 材で勉強しない子はいな で不安だったが、「この教 3年分6万円と高額なの しており不信感を抱いた。 しまった。しかし、契約 い」「テストの点も確実」 あり、自宅に来てもらう ことにした。教材は中学 ので解約したい。 学習教材の勧誘電話

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター (消費生活相談全般) ☎885-7141 月・水・木・金 午前 9 時~正午、午後 1 時~ 4 時 (相談受付は、午前は11時30分、午後は 3 時30分まで。) ※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。 ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1 8 8 ※ 3 桁

◇県警悪質商法11 0番 (悪質業者に絡む各種相談) 午前8時30分~午後5時15分 ☎029-301-7379

司法書士による 無料法律相 談

関する相談が無料で受けられ 談員が派遣され、消費生活に 法書士会より司法書士相

◇日時 5月6日(金)午前 ます。4月28日(木)までにご 予約ください。

◇相談場所・受付 時30分~11時30分 費生活センター 美浦村消

> 広報みほ 平成28年4月号

ポート情報より抜粋) (国民生活センター子どもサ